

第16回 定時株主総会 招集ご通知

はたらいて、笑おう。



日時

2024年6月18日（火曜日）

受付開始▶午前9時 開会▶午前10時

場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階「扇」

※当日ご来場いただけない場合は、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を是非ご活用ください。

※株主総会当日は、事業報告、社長によるプレゼンテーション、質疑応答など議事進行のすべてをインターネットにてライブ配信いたします。

※お土産はご用意しておりません。

※今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://www.persol-group.co.jp>

株主の皆様へ

平素から格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

世界的なインフレや不透明な国際情勢に加え、国内でも労働力不足が恒常化するなか、“はたらく”を取り巻く環境の変革は、社会全体で解決すべき重要課題の一つとなっています。さらに人的資本の重要性が説かれ、人材サービス業界のさらなる価値発揮が社会から期待されています。

昨年度は、パンデミック影響を乗り越えた企業の旺盛な人材需要や、新しいテクノロジーの台頭、産業構造の変化に向き合い、お客様との信頼関係を大切にしながら、高いサービス品質の実現と付加価値の提供に努めてまいりました。

また、多様性と包摂、サステナビリティ推進、イノベーション創出など、社会的責任を果たすためのさまざまな取り組みも進めています。

経営理念「雇用の創造、人々の成長、社会貢献」をグループ経営の基盤とし、個人の“はたらくWell-being”に向き合い、可能性を広げることで、2030年に100万人のより良い“はたらく機会”を創出したい。我々は、「“はたらくWell-being”創造カンパニー」として、労働市場や業界の変革をリードするとともに、世界中の人々の「はたらいて、笑おう。」を実現していく所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



2024年5月

パーソルホールディングス株式会社
代表取締役社長 CEO 和田 孝雄

グループビジョン

はたらいて、笑おう。

はたらくことは、生きること。

はたらき方は、一人ひとり違うもの。

だから、自分の“はたらく”は、自分で決める。

すべての“はたらく”が、

笑顔につながる社会を目指して。



株主各位

証券コード 2181

(発送日) 2024年5月30日

(電子提供措置の開始日) 2024年5月21日

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

パーソルホールディングス株式会社

代表取締役社長 CEO 和田 孝雄

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.persol-group.co.jp/ir/gaikyo/meeting.html>

東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「パーソルホールディングス」または「コード」に当社証券コード「2181」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

また、本招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様へ送付する交付書面を、すべての株主様へ送付することとしております。

なお、ご来場いただけない場合は、**書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁及び6頁のご案内に従って、2024年6月17日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1 日 時	2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階「扇」 ※今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、事前に当社ウェブサイトをご確認いただきますよう、お願い申し上げます。 当社ウェブサイト： https://www.persol-group.co.jp
3 目的事項	報告事項 1. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 議決権の行使等についてののご案内	5頁及び6頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事 業 報 告：「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の株式に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「補償契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類：「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計 算 書 類：「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがって、お送りする書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載いたします。

当社ウェブサイト
東証ウェブサイト<https://www.persol-group.co.jp/ir/gaikyo/meeting.html><https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所

京王プラザホテル 南館4階「扇」

※今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、事前に当社ウェブサイトをご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
当社ウェブサイト：<https://www.persol-group.co.jp>

郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月17日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

なお、株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

また、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限

2024年6月17日（月曜日）午後6時入力分まで

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株様のご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2024年6月17日（月曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行ってくださいようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、SSL暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

第16回定時株主総会 インターネットライブ中継のご案内

当社の株主総会の模様を会場以外でもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ中継を行います。

ただし、ライブ中継をご視聴の場合は、会社法上の株主総会への出席とはならないため、ご視聴中に議決権の行使を行うことはできません。そのため、本招集ご通知5頁及び6頁にてご案内の方法により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。また、動議提出、動議採決及び質問を行うことはできませんので、予めご了承ください。動議や質問をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のライブ中継をご視聴中にご質問はお受けできませんが、事前にご質問を受付いたします。

事前のご質問につきましては、ライブ中継サイトからお寄せいただくことが可能です。円滑な株主総会運営のため、ご質問の数はお一人様1問、文字数は1問につき250字までとさせていただきます。また、お寄せいただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針がありますが、運営の都合上、そのすべてに回答することができない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

ライブ中継サイト：<https://web.lumiconnect.com/788714578>

※ログイン方法は次頁をご参照ください。

ライブ中継公開日時：2024年6月18日（火曜日）午前10時から株主総会終了時まで
開始30分前よりアクセス可能です。

事前質問受付期間：2024年6月13日（木曜日）午後6時まで

〈ご留意事項〉

※通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。当社では中断により生じた株主様への不利益に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。

※ライブ中継をご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。

※ご出席株主様の肖像権・プライバシー等に配慮し、中継にあたっては会場後方からの撮影とし、可能な範囲においてご出席株主様の容姿が撮影されないよういたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、併せてご了承ください。

インターネットライブ中継の視聴方法等

1. ログイン

以下のURLからライブ中継サイトにアクセスし、必要な情報をご入力の上、ログインをお願いいたします。

URL:<https://web.lumiconnect.com/788714578>

QRコード



- ①「ご注意事項」を確認し
「上記事項に同意する」
にチェックを入れて「同
意する」をクリック
※ミーティングIDの入力
画面に遷移した場合は
「788714578」を入力
してください。



- ②ログインIDに株主番号、ロ
グインPWに郵便番号（い
ずれもハイフンなし）を入
力して「ライブ配信を視聴
する」をクリック



2. 事前質問提出・インターネットライブ中継の視聴

2024年6月13日（木曜日）午後6時まで、「事前質問」画面よりお一人様1問、250字までの質問をご提出いただくことができます。

2024年6月18日（火曜日）午前9時30分より、本画面左側にインターネットライブ中継配信が表示されます。



推奨視聴環境

	パソコン		スマートフォン	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11 Windows 10	macOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

本システムに関するお問い合わせ先

03-3375-2220

受付時間 午前9時～午後7時

（土・日・祝日を除く）

※ブラウザは最新バージョンをご使用ください。

※1Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするには5Mbps以上の高速専用インターネットプランの使用を推奨いたします。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。内部留保の充実により、成長分野への迅速かつ積極的な事業展開が可能な企業体質の強化を図りつつ、配当性向を重視した配当の実施を基本方針としております。調整後EPSの約50%を目途とした配当を実施することで、株主還元を強化してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4.3円

総額 9,934,588,236円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月19日

第2号議案

監査等委員でない取締役6名選任の件

現任の監査等委員でない取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役4名を含む監査等委員でない取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案について、当社の監査等委員会は、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会が、知見、経験等の要素を検討して審議を行い、候補者の原案を取締役に答申し、当該答申を基に取締役会で監査等委員でない取締役の候補者が審議・決定されており、候補者の決定手続は適切であると判断しております。監査等委員会は指名・報酬委員会における審議内容及び候補者の原案に関する説明を受け、審議した結果、各候補者は適任であるとの結論に至りました。

当社は、経営の監督と執行を分離し、取締役会の監督機能をより一層強化するというガバナンス方針のもと、取締役会における独立社外取締役比率を原則2分の1以上に設定しております。本議案及び第3号議案の候補者が原案どおり選任されますと、取締役9名のうち過半数の6名が独立社外取締役となり、取締役会が、独立した客観的な立場から当社グループ経営陣幹部に対する実効性の高い監督を行うことができます。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席回数／開催回数 (出席率)	取締役 在任年数
1	みず た まさ みち 水 田 正 道 再任 男性	取締役会長	15／15回 (100%)	15年8か月
2	わ だ たか お 和 田 孝 雄 再任 男性	代表取締役社長 CEO	15／15回 (100%)	15年8か月
3	やま うち まさ き 山 内 雅 喜 再任 男性 社外 独立	社外取締役	15／15回 (100%)	4年
4	よし ざわ かず ひろ 吉 澤 和 弘 再任 男性 社外 独立	社外取締役	15／15回 (100%)	2年
5	デ ボ ラ ・ ヘーゼルトン Debra A. Hazelton 再任 女性 社外 独立	社外取締役	10／10回 (100%)	1年
6	むら ばやし さとし 村 林 聡 新任 男性 社外 独立	—	—	—

(注) 第2号議案～第4号議案に関するご参考資料は、23頁から25頁にございます。

候補者
番号

1

みず た ま さ みち

水田 正道 (1959年6月13日生)

再任 男性



所有する当社の株式の数

4,712,600株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)
487,500株

取締役在任年数

15年8か月

取締役会出席回数

15／15回 (100%)

指名・報酬委員会出席回数

8／8回 (100%)

**コーポレートガバナンス委員会
出席回数**

7／7回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	(株)リクルート入社
1988年 7 月	テンプスタッフ(株)入社
1995年 6 月	同社取締役 (営業本部長)
2008年10月	当社常務取締役 (グループ営業本部長)
2009年 8 月	当社常務取締役 (グループ成長戦略本部長)
2010年 6 月	当社取締役副社長 (グループ成長戦略本部長)
2012年 6 月	当社代表取締役副社長 (グループ成長戦略本部長)
2013年 6 月	当社代表取締役社長 (グループ成長戦略本部長)
2014年 7 月	当社代表取締役社長 (グループ経営本部長兼グループ財務本部長)
2015年 4 月	当社代表取締役社長
2016年 6 月	当社代表取締役社長 CEO
2021年 4 月	当社取締役会長 (現任)
2021年 6 月	当社取締役会議長 (現任)

重要な兼職の状況 (*は上場会社)

リンカーズ(株)* 社外取締役

取締役候補者とした理由

水田正道氏は、2013年6月より当社代表取締役社長としてグループ経営を統括・牽引し、企業価値向上に貢献してまいりました。2021年4月からは当社取締役会長及び同年6月からは当社取締役会議長として、コーポレートガバナンスの実効性のさらなる向上に努めております。

同氏のこれまでの経歴を通じて培った企業経営・経営戦略、人材・組織開発及びESG等の豊富な知見及び経験を活かし、当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員でない取締役候補者としてしました。

候補者
番号

2

わだ たか お
和田 孝雄 (1962年11月25日生)**再任** **男性****所有する当社の株式の数**

1,752,430株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)
550,930株

取締役在任年数

15年8か月

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1988年 2 月	(株)スパロージャパン入社
1991年 9 月	テンプスタッフ(株)入社
2006年 6 月	同社取締役 (営業企画本部長)
2008年10月	当社取締役 (グループ業務・IT本部長)
2009年 8 月	当社取締役 (グループ業務・IT戦略本部長)
2011年 4 月	当社取締役 (グループアウトソーシング戦略本部長)
2014年 1 月	当社取締役 (グループアウトソーシング戦略本部長兼グループ人事本部長)
2015年 4 月	当社取締役執行役員 (営業戦略担当、派遣・BPOセグメント長)
2016年 6 月	当社取締役専務執行役員 (営業戦略担当、派遣・BPOセグメント長) テンプスタッフ(株)代表取締役社長
2020年 4 月	当社取締役副社長執行役員 (事業統括担当、Staffing SBU長)
2021年 4 月	当社代表取締役社長 CEO (現任)

重要な兼職の状況

PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. Non-executive Director

取締役候補者とした理由

和田孝雄氏は、当社グループの主力事業である人材派遣事業に長く従事し、同事業の発展に大きく貢献してまいりました。2021年4月からは当社代表取締役社長としてグループ経営を統括・牽引し、リーダーシップを発揮しております。

同氏のこれまでの経歴を通じて培った企業経営・経営戦略、人材・組織開発及びサステナビリティ等の豊富な知見及び経験を活かし、当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者
番号

3

やま うち まさ き
山内 雅喜 (1961年1月11日生)

再任 男性 社外 独立



所有する当社の株式の数

32,250株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)
32,250株

社外取締役在任年数
4年

取締役会出席回数
15/15回 (100%)

指名・報酬委員会出席回数
8/8回 (100%)

**コーポレートガバナンス委員会
出席回数**
7/7回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	ヤマト運輸(株)入社
2005年 4 月	同社執行役員東京支社長
2005年11月	同社執行役員人事総務部長
2007年 3 月	ヤマトホールディングス(株)執行役員
2008年 4 月	ヤマトホールディングス(株)執行役員 兼 ヤマトロジスティクス(株)代表取締役社長
2011年 4 月	ヤマトホールディングス(株)執行役員 兼 ヤマト運輸(株)代表取締役社長 社長執行役員
2011年 6 月	ヤマトホールディングス(株)取締役執行役員 兼 ヤマト運輸(株)代表取締役社長 社長執行役員
2015年 4 月	ヤマトホールディングス(株)代表取締役社長 社長執行役員
2019年 4 月	同社取締役会長
2020年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2022年 6 月	ヤマトホールディングス(株)特別顧問 (株)りそなホールディングス社外取締役 (現任)
2023年 6 月	ヤマトホールディングス(株)参与 (現任) セイコーエプソン(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 (*は上場会社)

ヤマトホールディングス(株)* 参与
(株)りそなホールディングス* 社外取締役
セイコーエプソン(株)* 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山内雅喜氏は、運輸業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、イノベーション及び人材・組織開発等の豊富な知見及び経験を有しております。当社においても、筆頭独立社外取締役、指名・報酬委員会委員及びコーポレートガバナンス委員会委員長として、取締役会をはじめとする重要会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員でない取締役候補者としてしました。

(注) 当社と山内雅喜氏が参与を務めるヤマトホールディングス(株)は取引関係がありますが、直近事業年度を含む過去3事業年度における年間取引額は、当社及び同社それぞれの年間連結売上高の1%未満です。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準 (23頁ご参考②) を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。

候補者
番号

4

よし ざわ かず ひろ
吉澤 和弘

(1955年6月21日生)

再任

男性

社外

独立



所有する当社の株式の数

10,750株

(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)

10,750株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

指名・報酬委員会出席回数

8/8回 (100%)

コーポレートガバナンス委員会
出席回数

3/5回 (60%)

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 日本電信電話公社入社
 2007年 6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ執行役員第二法人営業部長
 2011年 6月 同社取締役執行役員人事部長
 2012年 6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長
 2014年 6月 (株)NTTドコモ代表取締役副社長
 2016年 6月 同社代表取締役社長
 2020年12月 同社取締役
 2021年 6月 同社相談役 (現任)
 2021年 6月 ソニーフィナンシャルホールディングス(株)社外取締役 (現任)
 (現ソニーフィナンシャルグループ(株))
 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)
 大和ハウス工業(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 (*は上場会社)

(株)NTTドコモ 相談役
 ソニーフィナンシャルグループ(株) 社外取締役
 大和ハウス工業(株)* 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉澤和弘氏は、情報通信業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、テクノロジー及び人材・組織開発等の豊富な知見及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員会委員として、取締役会をはじめとする重要会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員でない取締役候補者とししました。

(注) 当社と吉澤和弘氏が相談役を務める(株)NTTドコモは取引関係がありますが、直近事業年度を含む過去3事業年度における年間取引額は当社及び同社それぞれの年間連結売上高の2%未満です。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準 (23頁ご参考②) を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。

候補者
番号

5

デブラ・ヘーゼルトン

Debra A. Hazelton (1953年3月13日生)

再任

女性

社外

独立



所有する当社の株式の数
一株

社外取締役在任年数
1年

取締役会出席回数
10/10回 (100%)

コーポレートガバナンス委員会
出席回数
5/5回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1986年 8 月	Commonwealth Bank of Australia 入行
1998年 3 月	同行東京支店長
1998年 4 月	Commonwealth Securities Japan Managing Director
2001年 1 月	Commonwealth Bank of Australia General Manager
2007年 1 月	(株)みずほ銀行入行 (シドニー支店長) Mizuho Australia Ltd, Managing Director
2014年 7 月	(株)みずほフィナンシャルグループ グローバル人材戦略部共同部長
2017年10月	同社シニアアドバイザー
2018年 6 月	AMP Capital Holdings Limited Non-executive Director
2018年 8 月	Treasury Corporation of Victoria Non-executive Director (現任)
2018年12月	PERSOL Australia Holdings Pty. Ltd. Non-executive Director
2019年 6 月	AMP Ltd. Non-executive Director AMP Bank Non-executive Director
2020年 8 月	AMP Ltd. Chair of the Board AMP Bank Chair of the Board
2021年 1 月	PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. Non-executive Director
2023年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2023年10月	Australian Postal Corporation Non-executive Director (現任)
2024年 2 月	Export Finance Australia Chair of the Board (現任)

重要な兼職の状況

Treasury Corporation of Victoria Non-executive Director
Australian Postal Corporation Non-executive Director
Export Finance Australia Chair of the Board

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

Debra A. Hazelton氏は、豪州の保険会社の取締役会議長や日本の金融機関の豪州部門責任者を務める等、日本及び豪州を代表する企業の役員としての人材・組織開発、国際性及び財務・会計等の豊富な知見及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役及びコーポレートガバナンス委員会委員として、取締役会をはじめとする重要会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員でない取締役候補者としてしました。

(注) Debra A. Hazelton氏が業務執行をしていた(株)みずほ銀行は、当社への貸付及び当社との定常的な銀行取引がありますが、同氏は同行及びその親会社である(株)みずほフィナンシャルグループにおいて、5年以上にわたり業務執行を行っておりません。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準 (23頁ご参考②) を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。

候補者
番号

6

むら ばやし さとし
村 林 聡

(1958年11月8日生)

新任

男性

社外

独立

所有する当社の株式の数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4 月	(株)三和銀行入行 (現(株)三菱UFJ銀行)
2009年 7 月	(株)三菱東京UFJ銀行 執行役員システム部長 (現(株)三菱UFJ銀行)
2011年 5 月	同行常務執行役員副コーポレートサービス長 兼 システム部長
2013年 5 月	同行常務執行役員コーポレートサービス長 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 常務執行役員事務・システム企画部担当
2013年 6 月	(株)三菱東京UFJ銀行 常務取締役コーポレートサービス長
2015年 5 月	同行専務取締役コーポレートサービス長
2015年 6 月	同行専務取締役コーポレートサービス長 兼 CIO (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 執行役専務グループCIO
2017年 6 月	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 代表取締役社長 三菱UFJニコス(株) 取締役
2020年 4 月	(株)ディーカレット 社外取締役 (現(株)ディーカレットホールディングス及 び(株)ディーカレットDCP)
2021年 6 月	(株)インターネットイニシアティブ 取締役副社長 (株)ディーカレット 代表取締役会長
2022年 4 月	(株)ディーカレットホールディングス 代表取締役社長 (現任) (株)ディーカレットDCP 代表取締役会長 兼 社長 (現任)
2024年 4 月	(株)インターネットイニシアティブ 取締役副社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況 (*は上場会社)

(株)インターネットイニシアティブ* 取締役副社長執行役員
(株)ディーカレットホールディングス 代表取締役社長
(株)ディーカレットDCP 代表取締役会長 兼 社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村林聡氏は、国際的な金融機関や、情報通信企業の経営者としての企業経営・経営戦略、テクノロジー及び財務・会計等の豊富な知見及び経験を有しております。これらの豊富な知見及び経験を活かして、独立社外取締役として当社経営の監督を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を監査等委員でない取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 村林聡氏が業務執行をしていた(株)三菱UFJ銀行は、当社への貸付及び当社との定常的な銀行取引がありますが、同氏は同行及びその親会社である(株)三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて、6年以上にわたり業務執行を行っておりません。また、当社と同氏が代表取締役社長を務めていた三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)は取引関係がありますが、直近事業年度を含む過去3事業年度における年間取引額は、当社及び同社それぞれの年間連結売上高の1%未満です。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準（23頁ご参考②）を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。
2. 当社と同氏が取締役副社長執行役員を務める(株)インターネットイニシアティブは取引関係がありますが、直近事業年度を含む過去3事業年度における年間取引額は、当社及び同社それぞれの年間連結売上高の1%未満です。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準（23頁ご参考②）を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。

監査等委員でない取締役候補者に関する特記事項

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山内雅喜氏、吉澤和弘氏、Debra A. Hazelton氏及び村林聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、山内雅喜氏、吉澤和弘氏及びDebra A. Hazelton氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、改めて3氏を独立役員として届け出る予定であります。また、村林聡氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、水田正道氏、山内雅喜氏、吉澤和弘氏及びDebra A. Hazelton氏との間で責任限度額を100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、村林聡氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、水田正道氏、和田孝雄氏、山内雅喜氏、吉澤和弘氏及びDebra A. Hazelton氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、当社は各氏との間で当該補償契約を継続する予定であります。また、村林聡氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者になります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

株式報酬制度に基づく交付予定株式の数のご説明

各候補者が所有する当社の株式の数には、当社が導入している株式報酬制度（以下「本制度」）に基づき、退任時に交付される予定の株式の数（2024年3月31日時点）を含めて表示しております。

本制度は、中期経営計画の業績指標や非財務指標の目標達成度等の評価に応じて決まる業績連動型中長期インセンティブ報酬（以下「業績連動分」）と、株主価値との連動を目的とした固定型中長期インセンティブ報酬（以下「固定分」）で構成されます。各候補者の本制度に基づく交付予定の株式の数には、当該候補者が将来交付を受ける当社の株式の数が確定している固定分はすべて含め、業績連動分は確定した部分に限って含めております。

なお、本制度に基づく交付予定株式にかかる議決権は、各候補者に将来交付されるまでの間、行使されることはございません。また、当該交付予定株式の一定の割合に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却されたうえで、その売却代金が各候補者に交付される予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

現任の監査等委員である取締役3名のうち、榎本知佐氏および友田和彦氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については、当社の監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者が原案どおり選任されますと、監査等委員である取締役は、第15回定時株主総会（2023年6月20日開催）にて選任された林 大介氏と合わせて3名となります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位、担当	取締役会 出席回数／開催回数 (出席率)	取締役 在任年数
1	えの　もと　ち　さ 榎　本　知　佐　再任女性社外独立	社外取締役（監査等委員）	15／15回 (100%)	6年
2	とも　だ　かず　ひこ 友　田　和　彦　再任男性社外独立	社外取締役（監査等委員）	15／15回 (100%)	4年

（注）第2号議案～第4号議案に関するご参考資料は、23頁から25頁にございます。

候補者
番号

1

榎本 知佐 (1961年8月12日生)

再任 女性 社外 独立



所有する当社の株式の数

32,250株
(うち、株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)
32,250株

社外取締役在任年数 (監査等委員)

6年

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

監査等委員会出席回数

16/16回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 (株)リクルート入社
2005年11月 (株)フィリップスエレクトロニクスジャパン入社 (広報部長)
(現(株)フィリップス・ジャパン)
2012年 7月 ヤンセンファーマ(株)入社
(コミュニケーション&パブリックアフェアーズ部門長)
2014年 1月 東京電力(株)入社 執行役員 (ソーシャル・コミュニケーション室 室長)
(現 東京電力ホールディングス(株))
2018年 4月 (株)日立製作所入社
エグゼクティブ コミュニケーション ストラテジスト
2018年 6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任)
2018年 9月 (株)ジョイフル本田 社外取締役
2019年 7月 明治大学 広報戦略本部員 (現任)
2021年 5月 イオンモール(株) 社外取締役 (現任)
2022年 6月 日本郵便(株) 社外取締役 (現任)
2024年 4月 明治大学 理事 (現任)

重要な兼職の状況 (*は上場会社)

明治大学 理事 広報戦略本部員
イオンモール(株)* 社外取締役
日本郵便(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

榎本知佐氏は、国内外の企業における広報戦略のスペシャリストとしての国際性、リスク管理及びサステナビリティ・ESG等の豊富な知見及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役及び監査等委員会委員として、取締役会をはじめとする重要会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 当社と榎本知佐氏が業務執行していた(株)日立製作所および東京電力ホールディングス(株)は取引関係がありますが、直近事業年度を含む過去3事業年度における年間取引額は当社及び各社それぞれの年間連結売上高の1%未満です。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準 (23頁ご参考②) を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。
2. 当社グループは、過去に政策保有株式として、榎本知佐氏が勤務していた(株)リクルート及び同氏が社外取締役を務めるイオンモール(株)の親会社であるイオン(株)の株式を保有しておりましたが、2021年3月末日までに売却しております。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準 (23頁ご参考②) を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。
3. 榎本知佐氏の戸籍上の氏名は、浅野知佐であります。

候補者
番号

2

友田 和彦 (1956年4月30日生)

再任

男性

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

- | | |
|-----------|---|
| 1979年 3 月 | プライスウォーターハウス会計事務所入所 |
| 1997年 7 月 | 青山監査法人（プライスウォーターハウス会計事務所を改組）代表社員 |
| 2006年 9 月 | あらた監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）代表社員 |
| 2012年 7 月 | 同法人 製造・流通・サービス部門担当執行役 |
| 2013年 7 月 | 同法人 リスク・アシュアランス部門担当執行役（兼務） |
| 2020年 6 月 | 当社社外取締役 監査等委員（現任）
(株)博報堂DYホールディングス 社外監査役（現任）
(株)大広 社外監査役
(株)アイネス 社外監査役 |
| 2023年 6 月 | (株)アイネス 社外取締役 監査等委員（現任） |

重要な兼職の状況（＊は上場会社）

- (株)博報堂DYホールディングス＊ 社外監査役
(株)アイネス＊ 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

友田和彦氏は、公認会計士及び監査法人の代表社員としての企業経営、リスク管理及び財務・会計等の豊富な知見及び経験を有しております。当社においても、独立社外取締役、コーポレートガバナンス委員会委員及び監査等委員会委員長として、取締役会をはじめとする重要会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。なお、同氏は、執行役として監査法人の経営に関与した経験はあるものの、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありません。しかし、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。

所有する当社の株式の数
32,250株
(うち株式報酬制度に基づく
交付予定株式の数)
32,250株
社外取締役在任年数
(監査等委員)
4年
取締役会出席回数
15/15回 (100%)
監査等委員会出席回数
16/16回 (100%)
コーポレートガバナンス委員会
出席回数
7/7回 (100%)

- (注) 1. 当社と友田和彦氏が代表社員を務めていたPwC Japan有限責任監査法人は取引関係がありますが、直近事業年度を含む過去3事業年度における年間取引額は、当社及び同監査法人それぞれの年間連結売上高の1%未満です。したがって、当社は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める独立性基準（23頁ご参考②）を満たしているため、同氏の独立性に影響はないものと判断しております。
2. 同氏が2023年6月まで社外監査役として在任していた(株)大広において、東京2020オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考における贈賄の疑いにより、2022年10月、執行役員が東京地方検察庁より起訴されました。同氏は、当該事実を事前には認識しておりましたが、平素より取締役会等において法令遵守の重要性やコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行っておりました。また、当該事実の判明後は、再発防止へ向けた取組みについての提言を行うなど、その職責を適切に果たしました。

監査等委員である取締役候補者に関する特記事項

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 榎本知佐氏及び友田和彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、榎本知佐氏及び友田和彦氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、改めて各氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、榎本知佐氏及び友田和彦氏との間で責任限度額を100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、榎本知佐氏及び友田和彦氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当社は各氏との間で当該補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者になります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数の要件を欠くときに備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者



やまうち まさき
山内 雅喜 (1961年1月11日生)

男性 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月	ヤマト運輸(株)入社
2005年 4 月	同社執行役員東京支社長
2005年11月	同社執行役員人事総務部長
2007年 3 月	ヤマトホールディングス(株)執行役員
2008年 4 月	ヤマトホールディングス(株)執行役員 兼 ヤマトロジスティクス(株)代表取締役社長
2011年 4 月	ヤマトホールディングス(株)執行役員 兼 ヤマト運輸(株)代表取締役社長 社長執行役員
2011年 6 月	ヤマトホールディングス(株)取締役執行役員 兼 ヤマト運輸(株)代表取締役社長 社長執行役員
2015年 4 月	ヤマトホールディングス(株)代表取締役社長 社長執行役員
2019年 4 月	同社取締役会長
2020年 6 月	当社社外取締役 (現任)
2022年 6 月	ヤマトホールディングス(株)特別顧問 (株)りそなホールディングス社外取締役 (現任)
2023年 6 月	ヤマトホールディングス(株)参与 (現任) セイコーエプソン(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況 (*は上場会社)

ヤマトホールディングス(株)* 参与
(株)りそなホールディングス* 社外取締役
セイコーエプソン(株)* 社外取締役

補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山内雅喜氏は、運輸業界を代表する上場企業の経営トップとしての企業経営・経営戦略、イノベーション及び人材・組織開発等の豊富な知見及び経験を有しております。当社においても、筆頭独立社外取締役、指名・報酬委員会委員及びコーポレートガバナンス委員会委員長として、取締役会をはじめとする重要会議において、積極的に意見・提言を行っていることから、独立社外取締役として当社経営の監督及び監査を担うことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると期待し、同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。

(第2号議案～第4号議案に関するご参考資料は、23頁から25頁にございます。)

(注) 1. 山内雅喜氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 同氏は、第2号議案の監査等委員でない取締役候補者であります。同氏に関する補足事項（兼職先との取引関係及び独立性）に関する記載は、第2号議案をご参照ください。
3. 当社は、同氏との間で責任限度額を100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結しております。同氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で当該補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、全取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同氏が取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者になります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、同氏の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

（ご参考①）取締役候補者の選任の方針と手続き

取締役の選任に際して、指名・報酬委員会は、下記を中心とする取締役選任基準を定め、それを満たす人材を取締役候補者として取締役に推薦します。取締役に推薦された取締役候補者は、監査等委員会の審議を受けた後、取締役に諮り、その決議をもって取締役候補者の内定とし、株主総会の決議により決定しております。なお、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出する際は、予め監査等委員会の同意を得るものと定めております。

＜取締役選任基準＞（当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」 「5-2.取締役の選任」 ご参照）

- (1) 取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するための資質を備えていること。
- (2) 独立社外取締役は、企業経営、テクノロジー、財務・会計、企業法務等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場からグループ経営陣幹部の職務執行を監督する資質を有するとともに、当社の独立性判断基準を満たすこと。

（ご参考②）社外取締役の独立性基準

当社が定める社外取締役の独立性基準につきましては、26頁をご参照ください。

(ご参考③) 取締役会のスキル・マトリックス (本株主総会終結時)

取締役会は、その実効性を確保するため、15名以下の取締役により構成し、経営監督機能を適切に発揮できるよう独立社外取締役の比率を2分の1以上としております。

また、取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成しております。

氏名・役職		取締役会が備えるべきスキル (知識・経験・能力) (注)						
		企業経営 経営戦略	イノベーション テクノロジー	人材開発 組織開発	国際性	リスク管理 企業法務	財務・会計	サステナビリティ・ESG
水田 正道	取締役会長	●		●				●
和田 孝雄	代表取締役社長 CEO	●		●				●
山内 雅喜	社外取締役	●	●	●				
吉澤 和弘	社外取締役	●	●	●				
Debra A. Hazelton	社外取締役			●	●		●	
村林 聡	社外取締役	●	●				●	
林 大介	取締役 (監査等委員)				●	●		●
榎本 知佐	社外取締役 (監査等委員)				●	●		●
友田 和彦	社外取締役 (監査等委員)	●				●	●	

(注) 取締役会が備えるべきスキル (知識・経験・能力) の定義

1. 企業経営・経営戦略 … 企業経営者として、自社の重要な意思決定及び後継者選定に関与した経験・能力
2. イノベーション・テクノロジー … 企業のCTO (Chief Technology Officer) 等、企業経営における技術活用やイノベーションに関する知識・経験
3. 人材開発・組織開発 … 企業のCHRO (Chief Human Resources Officer) 等、人材戦略、健康経営等に関する知識・経験
教育事業に関する知識・経験
4. 国際性 … 国際的な機関や企業における多国間の組織運営、企業経営、事業運営に関する経験・能力
5. リスク管理・企業法務 … 企業のCRO (Chief Risk Officer) 等、リスクマネジメントに関する知識・経験
企業のCLO (Chief Legal Officer) 等、企業法務やガバナンスに関する知識・経験
6. 財務・会計 … 企業のCFO (Chief Financial Officer) 等、経営計画・予算・資本政策に関する知識・経験
財務会計の専門家としての十分な知識・経験
7. サステナビリティ・ESG … 企業経営においてサステナビリティ推進や社会課題解決に取り組んだ経験・能力

(ご参考④) 選任後の取締役会構成

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	役職	社外取締役	独立役員	監査等委員	指名・報酬委員 (任意)	コーポレート ガバナンス 委員 (任意)
水田 正道	取締役会長				●	●
和田 孝雄	代表取締役社長 CEO					
山内 雅喜	取締役	●	●		●	●
吉澤 和弘	取締役	●	●		●	●
Debra A. Hazelton	取締役	●	●			●
村林 聡	取締役	●	●		●	
林 大介	取締役 (常勤監査等委員)			●		●
榎本 知佐	取締役 (監査等委員)	●	●	●		
友田 和彦	取締役 (監査等委員)	●	●	●		●

(ご参考⑤) グループ各社の商号変更 (議案に関連するもの)

- 1. テンプスタッフ(株)は2017年7月1日にパーソルテンプスタッフ(株)に商号変更しております。
- 2. (株)インテリジェンスは2017年7月1日にパーソルキャリア(株)に商号変更しております。

社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有するものと判断いたします。

1. 主要な取引先及び借入先
 - (1) 当社グループの取引先で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額が当社の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - (2) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおける当社グループとの取引額がその者の当該事業年度における年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - (3) 当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかの末日時点における借入金残高が当該事業年度末日時点における当社の連結総資産の2%を超える金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 2. 当社グループから多額の金銭その他の財産を得ている専門家
 - (1) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - (2) 法律事務所、会計事務所、税理士法人又はコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリーファームであって、当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度の平均で、その年間連結売上高の2%を超える支払いを受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く。）
 3. 大株主
 - (1) 直近事業年度末日時点における当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。以下同じ。）又はその業務執行者若しくは業務執行者でない取締役
 - (2) 直近事業年度末日時点における当社の大株主の子会社の業務執行者
 - (3) 直近事業年度末日時点において当社グループが大株主となっている者の業務執行者
 4. 当社グループから多額の寄付・助成を受けている者
 - (1) 当社グループから、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている者
 - (2) 当社グループから寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体であって、過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから得ている寄付又は助成額がその年間総収入の2%を超える団体の業務執行者
 5. 会計監査人
 - (1) 当社グループの会計監査人である公認会計士又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 6. 役員の相互就任の関係にある先の者
 - (1) 当社グループから取締役又は監査役（いずれも常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
 7. 過去において該当していた者
 - (1) 過去3年間に於いて上記1. から6. までの掲げる者のいずれかに該当していた者
 8. 近親者
 - (1) 上記1. から7. までの掲げる者又は過去3年間に於いて当社グループの業務執行者に該当していた者（重要でない者^(注)を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族
- (注) 重要でない者とは、(i) 業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員（株式会社以外の法人その他の団体の場合には、当該団体の業務を執行する役員）以外の者をいい、(ii) 専門的アドバイザリーファームについては、社員又はパートナー以外の者（アソシエイト及び従業員）をいう。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

創業から今年度で50年を迎えた当社グループは、日本国内では人材派遣及び人材紹介など幅広く人材関連サービスを提供しております。また、アジア・パシフィック（APAC）地域では人材サービス事業及びファシリティマネジメント事業などを展開しております。

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、企業による設備投資の増加や賃金上昇による個人消費の持ち直しが見られ、緩やかに景気が推移しました。物価高や海外経済減速などの下押し要因もあり、一部には一服感もみられます。世界的な金融引き締めや地政学的リスクの高まり等の影響などもあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

そのような中で、日本国内の有効求人倍率（季節調整値）*1は2024年3月には1.28倍となり、人材需要は継続して堅調であります。需給については一部業種や企業規模による差も出てきております。APAC地域におきましては、国・地域における濃淡はあるものの、総じて経済は回復基調であり、人材需要も堅調です。

このような事業環境の下、当社グループは当連結会計年度において、当期を初年度とするパーソルグループ中期経営計画2026の方針に沿って、利益成長の柱と定めた Career SBU、BPO SBU、Technology SBU（SBU：Strategic Business Unit）を中心に期初から積極的な投資を行いました。企業の堅調な需要に伴い、COVID-19関連業務が当初想定通り剥落したBPO SBUを除いた全てのSBUで増収となり、グループ全体の売上収益は、1,327,123百万円（前期比6.8%増）となりました。利益面では、当期から重要な利益指標としております調整後EBITDA*2において、BPO SBU以外の全てのSBUでは増益となりましたが、BPO SBUにおけるCOVID-19関連業務の剥落により、グループ全体では72,287百万円（同4.0%減）と減益となりました。営業利益はBPO SBUを除く全てのSBUで増益となり、グループ全体では52,065百万円（同21.8%増）と増益で着地しました。また、税引前利益は、48,926百万円（同18.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は、29,971百万円（同31.7%増）となりました。

*1. 有効求人倍率（季節調整値）：厚生労働省公表値

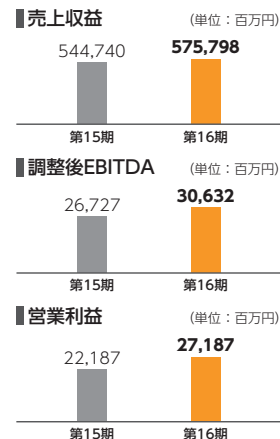
*2. 調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費（使用権資産の減価償却費のうち家賃等相当額を除く）±未払有給休暇の増減額＋株式報酬費用±その他の収益・費用±その他恒常的でない損益

セグメントの業績（セグメント間内部取引消去前）は次のとおりです。

Staffing SBU

本セグメントは、国内で事務領域を中心に幅広い業種に対応した人材派遣事業に加え、事務職を中心とした人材紹介事業等を展開しております。

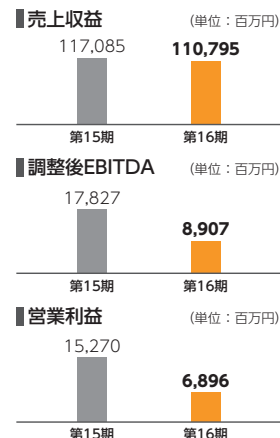
当連結会計年度における売上収益は、575,798百万円(前期比5.7%増)、調整後EBITDAは、30,632百万円（同14.6%増）、営業利益は、27,187百万円（同22.5%増）となりました。売上収益の増加及び増益は、主に派遣就業者数の増加及び一時間あたり平均請求単価の上昇によるものであります。営業利益に関しましては、売上収益も順調に進捗し、広告宣伝費や外注コストコントロールの効果もあり増益となり、営業利益率は0.6ポイント上がりました。



BPO SBU

本セグメントは、前期まではStaffing SBUの一部であった受託請負のBPO事業を主とした新設のセグメントであります。

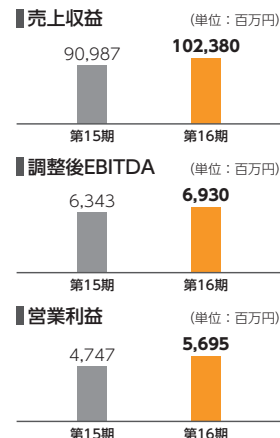
当連結会計年度における売上収益は、110,795百万円(前期比5.4%減)、調整後EBITDAは、8,907百万円（同50.0%減）、営業利益は、6,896百万円（同54.8%減）となりました。売上収益、調整後EBITDA及び営業利益とも、COVID-19関連対策に係る業務が当初想定通りに落ち着きが見られたことにより、減収、減益となりました（COVID-19関連の減益影響額は約61億円（COVID-19関連事業の売上総利益は、前連結会計年度：約99億円、当連結会計年度：約37億円））。



Technology SBU

本セグメントは、前期までのProfessional Outsourcing SBUから名称を変更、一部事業をBPO SBUへ移管し、IT・DXソリューション領域及びエンジニアリング領域への製造・開発受託請負事業や、技術者を専門とした人材派遣事業を展開しております。

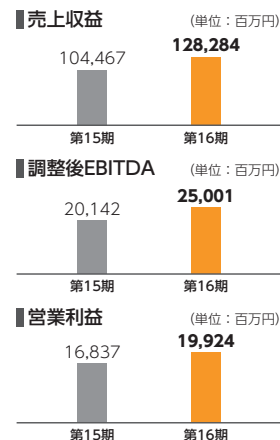
当連結会計年度における売上収益は、102,380百万円（前期比12.5%増）、調整後EBITDAは、6,930百万円（同9.3%増）、営業利益は、5,695百万円（同20.0%増）となりました。売上収益は、エンジニアリング領域において、製造業で開発等の請負事業の需要が伸長し、さらにIT・DXソリューション領域の堅調な成長の結果、増収となりました。調整後EBITDA及び営業利益は、第3四半期までは積極的な採用に伴う非稼働エンジニアの増加により減益でしたが、前期第4四半期に実施した再編後の一時的なブランディング投資を当期行わなかったことや、請求単価の上昇による効果により、通期では増益となりました。



Career SBU

本セグメントは、顧客企業の正社員の中途採用活動を支援する人材紹介事業、求人メディア事業等を展開しております。

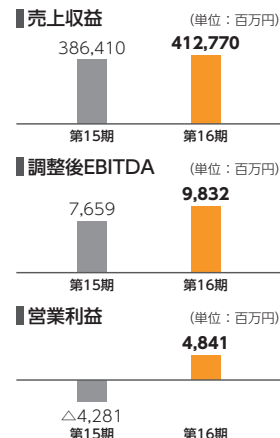
当連結会計年度における売上収益は、128,284百万円（前期比22.8%増）、調整後EBITDAは、25,001百万円（同24.1%増）、営業利益は、19,924百万円（同18.3%増）となりました。売上収益は、景況感に若干の不透明感が見られ始めたことに加え、COVID-19収束後の求人の特需にも一服感がある中でも、大幅な増収となりました。調整後EBITDA及び営業利益は、マーケティング投資、採用強化、報酬水準の引き上げなどで販売費及び一般管理費が増加する中でも、増益となりました。



Asia Pacific SBU

本セグメントは、アジア地域で人材サービス事業、豪州においては人材サービス事業及びファシリティマネジメント事業等を主に展開しております。（アジア地域では主にPERSOLKELLY、豪州では主にProgrammedのブランドで事業を運営しております。）

当連結会計年度における売上収益は、412,770百万円（前期比6.8%増）、調整後EBITDAは、9,832百万円（同28.4%増）、営業利益は、4,841百万円（前期は、営業損失4,281百万円）となりました。売上収益は、COVID-19の感染拡大による影響からの回復が進み、特にファシリティマネジメント事業において、売上収益が順調に成長したことにより増収となりました。営業利益は、前連結会計年度において減損損失約89億円を計上しました一方、当連結会計年度は約22億円の減損損失を計上しております。



当社グループは、当連結会計年度より、IFRSを適用しており、前連結会計年度についてIFRSに組み替えた数値との比較・分析を行っております。詳細については、「第16回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、システム関連投資の実施などによるものであります。

セグメントの名称	設備投資額
Staffing	3,108百万円
BPO	1,113
Technology	330
Career	5,839
Asia Pacific	1,532
全社及びその他の事業	4,315
合 計	16,239

3. 資金調達の状況

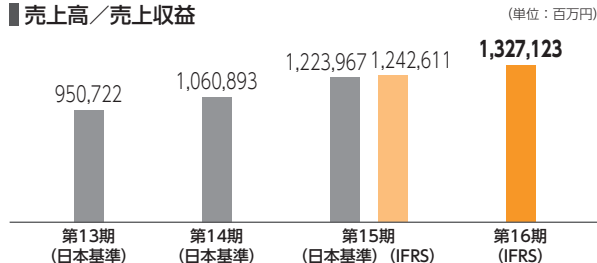
記載すべき事項はありません。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

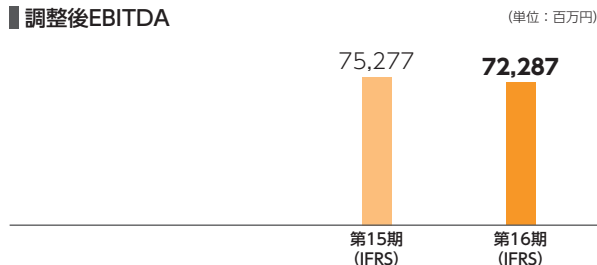
記載すべき事項はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

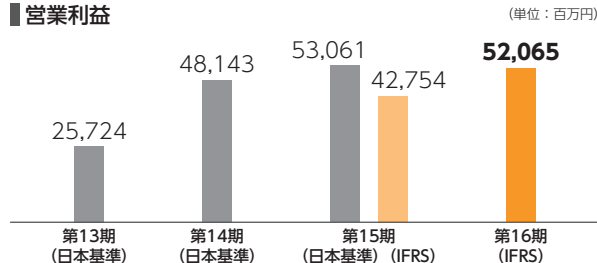
■ 売上高／売上収益



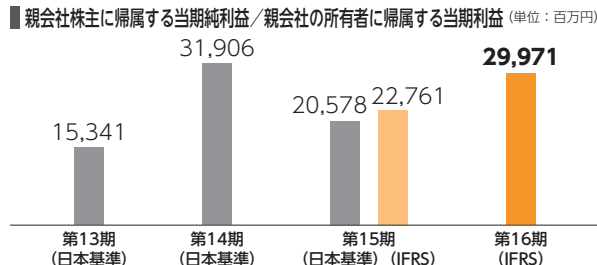
■ 調整後EBITDA



■ 営業利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益／親会社の所有者に帰属する当期利益



		第13期 (2021年3月期)	第14期 (2022年3月期)	第15期 (2023年3月期)		第16期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
		日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高／売上収益	(百万円)	950,722	1,060,893	1,223,967	1,242,611	1,327,123
調整後EBITDA	(百万円)	—	—	—	75,277	72,287
営業利益	(百万円)	25,724	48,143	53,061	42,754	52,065
経常利益	(百万円)	28,453	49,484	53,693	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益／ 親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	15,341	31,906	20,578	22,761	29,971
1株当たり当期純利益／ 基本的1株当たり当期利益	(円)	6.65	13.85	8.96	9.94	13.22
総資産／資産合計	(百万円)	381,179	425,110	442,159	488,728	518,730
純資産／資本合計	(百万円)	173,600	204,367	200,732	183,529	208,317
1株当たり純資産／ 1株当たり親会社所有者帰属 持分	(円)	67.60	79.39	81.54	74.57	84.15

(注) 1. 当社は、「役員報酬BIP信託」及び「株式付与ESOP信託」を導入しております。1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益の基礎となる期中平均株式数は、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第14期から適用しており、第14期以降の日本基準に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 国際財務報告基準（IFRS）を適用している在外子会社において、第14期の第3四半期連結会計期間より、2021年4月に公表されたIFRS解釈指針委員会（IFRIC）によるアジェンダ決定「クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイズのコスト（IAS第38号）」を踏まえ、会計方針を変更しました。これに伴い、第13期については、当該会計方針を遡って適用した後の指標等となっております。
4. 当社及び国内連結子会社において、第15期より、資産除去債務の会計処理を変更しました。これに伴い、第14期については、当該会計方針を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 当連結会計年度よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第15期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
6. 科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。
7. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益／基本的1株当たり当期利益、及び1株当たり純資産／1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
パーソルテンプスタッフ(株)	2,273百万円	100.0%	人材派遣事業
パーソルBPO(株)	1百万円	100.0	BPO・コンサルティング・SI等の事業を行う子会社の経営管理
パーソルクロステクノロジー(株)	495百万円	100.0	テクノロジーソリューション事業
パーソルキャリア(株)	1,127百万円	100.0	人材紹介事業・求人メディア事業
パーソルデジタルベンチャーズ(株)	10百万円	100.0	新規デジタルプロダクト開発・インキュベーションプログラム等の事業を行う子会社の経営管理
PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd.	1,064百万SGD	100.0	海外事業を行う子会社の経営管理

(注) 当社の連結子会社及び持分法適用子会社は上記を含む148社です。

7. 対処すべき課題

(1) 市場環境の変化と全体像

雇用の流動化やはたらき方・はたらく価値観の多様化など、個人のパワーシフトを背景に、個人が自らのキャリアを主体的に描き、仕事だけでなく人生もキャリアの一部と捉えた上で、はたらくことを通じてその人自身が感じる幸せ“はたらくWell-being”を求める時代へと変化しています。また、業務のリモート化、自動化・省人化、データによる分析・最適化などの急速なテクノロジーの進化により、人とテクノロジーの共創による経営進化が求められる時代となっております。

当社は、グループビジョン「はたらいて、笑おう。」を掲げ、多様なはたらき方や学びの機会の提供を通じて、一人ひとりの選択肢を広げ、はたらく自由を広げることで、個人と社会の幸せを広げる「“はたらくWell-being”創造カンパニー」となることを目指します。さらに、これらの社会変化や多様化する個人のニーズに応えるため、当社は「人」による介在価値を重視しつつ、プロダクトとデジタル化で非連続な成長を実現する「テクノロジードリブンの人材サービス企業」へ進化することを、経営の方向性として決めました。

「はたらく」に関するさまざまな事業・サービス、多様な人的資本を強みとし、未来に向けた価値創出に取り組むことで、新たな価値創造ゴール「人の可能性を広げることで、2030年に100万人のより良い“はたらく機会”を創出する」ことを目指してまいります。

(2) 価値創造ゴール

当社は、「人の可能性を広げることで、2030年に100万人のより良い“はたらく機会”を創出する」ことを価値創造ゴールとして設定しています。「多様なはたらき方の提供」や「学びの機会の提供」により、「パーソルグループ中期経営計画2026（2024年3月期～2026年3月期）」では50万人以上、2030年には100万人以上のより良い“はたらく機会”の創出を目指します。

(3) マテリアリティの取り組み

当社は、2030年に向けた「パーソルグループ中期経営計画2026」で、「事業を通じた社会課題の解決」「持続的成長を実現するための基盤」に区分し、以下8つのマテリアリティを特定し、それぞれ取り組みを進めます。

＜事業を通じた社会課題の解決＞

- ①はたらく機会の創出：「人と組織を結ぶチカラ」「人を集めるチカラ」「業務をデザインするチカラ」を通じて、2030年に100万人のはたらく人の可能性を広げ、より良い“はたらく機会”を創出する
- ②多様なはたらき方の提供：フレキシブルなはたらき方や雇用のあり方を提案・提供することで、個人のニーズに見合うはたらき方の実現に貢献する
- ③学びの機会の提供：就業、リスキリングやアップスキリングにつながる学びの機会を提供することで、はたらく人の選択肢を広げ、個人のキャリアの可能性を最大化する
- ④企業の生産性向上：生産性向上に資するサービスを提供することで、企業活動の効率化、労働力不足の解消に貢献する

＜持続的成長を実現するための基盤＞

- ⑤多様な人材の活躍：多様性を活かす企業文化の醸成、環境の整備を通じて、グループビジョンを実現する
- ⑥データガバナンスの強化：パーソナルデータの活用における当社共通の考え方や管理・保護体制を明示しさらなる強化を図っていくことで、ユーザーの利用環境を整えると共に信頼を確保する
- ⑦人権の尊重：責任ある企業として国際規範に沿った取り組みを推進することで、人権リスクを低減するとともに、社員を含むすべてのステークホルダーの信頼を獲得する
- ⑧気候変動への対応：カーボンニュートラルに取り組むとともに、環境関連（GX: Green Transformation）人材サービス等を通じて脱炭素社会の実現に貢献する

(4) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社は、「パーソルグループ中期経営計画2026」において、企業価値の向上を図るため、財務戦略を「主要な財務戦略指標」「キャッシュアロケーション」「株主還元」の3つに分け、それぞれ達成すべき目標を明確にしております。

<主要な財務戦略指標>

成長性	調整後EBITDA	年平均成長率は10%超
効率性	ROIC	15%以上
	ROE	20%以上
健全性	Net Debt/Equity	1倍以内
	Net Debt/EBITDA	2倍以内

これまでも当社の取締役会において資本コスト及び資本効率性のモニタリング等を行ってまいりました。現在の資本コストを約8%と認識し、また、PBR（株価純資産倍率）は恒常的に1倍を超過しております。なお、当連結会計年度では、資本コスト約8%に対してROIC実績はそれを大きく上回る15.1%でした。中長期的に「ROIC－資本コスト」（ROICスプレッド）を拡大することに努め、また、資本コストの低減にむけた取組みを行ってまいります。なお、すでに当社では、役員報酬制度に資本効率性の向上を一つの指標として導入しております。

<キャッシュアロケーション>

キャッシュアロケーションは、2026年3月期までの本中期経営計画における税引き後の調整後EBITDAを2,000億円としておりましたが、昨今の事業環境の急速な変化による2024年2月公表の業績見通しの下方修正に伴い、下方に見直される見込みです。

<株主還元>

当社は、株主還元を重視しております。そのため、本中期経営計画においては、調整後EPSに対して配当性向を約50%にすることを定めております。

2 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況（*は上場会社）
みづ た まさ みち 水 田 正 道	取締役会長	リンカーズ(株)* 社外取締役
わ だ たか お 和 田 孝 雄	代表取締役社長 CEO	PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. Non-executive Director
たま こし りょう すけ 玉 越 良 介	社外取締役	(株)三菱UFJ銀行 名誉顧問
やま うち まさ き 山 内 雅 喜	社外取締役	ヤマトホールディングス(株)* 参与 (株)りそなホールディングス* 社外取締役 セイコーエプソン(株)* 社外取締役
よし ざわ かず ひろ 吉 澤 和 弘	社外取締役	(株)NTTドコモ 相談役 ソニーフィナンシャルグループ(株) 社外取締役 大和ハウス工業(株)* 社外取締役
デ ボ ラ ・ ヘーゼルトン Debra A. Hazelton	社外取締役	Treasury Corporation of Victoria Non-executive Director AMP Ltd.* Chair of the Board AMP Bank Chair of the Board Australian Postal Corporation Non-executive Director Export Finance Australia Chair of the Board
はやし だい すけ 林 大 介	取締役（常勤監査等委員）	パーソルキャリア(株) 監査役 PERSOL Asia Pacific Pte. Ltd. Non-executive Director
えの もと ち さ 榎 本 知 佐	社外取締役（監査等委員）	明治大学 広報戦略本部員 イオンモール(株)* 社外取締役 日本郵便(株) 社外取締役
とち だ かず ひこ 友 田 和 彦	社外取締役（監査等委員）	(株)博報堂DYホールディングス* 社外監査役 (株)アイネス* 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）友田和彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との十分な連携を図るために、監査等委員の林 大介氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、社外取締役 玉越良介氏、山内雅喜氏、吉澤和弘氏、Debra A. Hazelton氏、榎本知佐氏及び友田和彦氏の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 Debra A. Hazelton氏は、2024年4月12日付でAMP Ltd. のChair of the Board及びAMP BankのChair of the Boardを退任いたしました。

2. 取締役の報酬等

1. パーソルグループの役員報酬の考え方（役員報酬ポリシー）

(1) パーソルグループの価値創造ストーリー

① パーソルグループが目指す社会（グループビジョン）

「はたらいて、笑おう。」が、パーソルグループの実現したい社会であり、ビジョンです。

性別・年齢・国籍など、あらゆる制約を越えてすべての「はたらく」が笑顔につながり、世界中の誰もが「はたらいて、笑おう。」を実感できる未来をつくっていくことが、使命です。

② パーソルグループのありたい姿

ビジョンの実現に向けて、パーソルグループは、「一人ひとりの可能性を広げ、はたらく自由を広げ、個人と社会の幸せを広げる」、「はたらくWell-being”創造カンパニー」でありたいと考えています。

③ 価値創造の源泉

多様かつ自律的な人材をはじめ、長期にわたり蓄積した社会的信用と顧客接点、人材サービスに関する事業開発力とノウハウ、そして健全かつ安定した財務基盤が、パーソルグループの価値創造の源泉です。

④ 経営の方向性

はたらく人々の多様化とテクノロジーの進化により、「はたらく人がWell-beingを求める時代」「人とテクノロジーの共創による経営進化の時代」が到来することを想定しています。そのような時代でもパーソルグループが社会の期待に応え、価値を提供し続けていくために、「テクノロジードリブンの人材サービス企業」への進化を経営の方向性として定めています。

⑤ 事業活動

5つのSBU体制のもと、「人を集めるチカラ」「人と組織を結ぶチカラ」「業務をデザインするチカラ」を3つの競争優位性として強化しつつ、「人的資本」「テクノロジー」「ラーニング」の3つをエンジンとして事業成長を加速させていきます。

⑥ マテリアリティ

ビジョンを実現していくうえで解決すべき社会課題を議論し、「事業を通じた社会課題の解決」及び「持続的成長を実現するための基盤」の双方の観点を読み、8つのマテリアリティを特定しています。前者の観点から「はたらく機会の創出」「多様なはたらき方の提供」「学びの機会の提供」「企業の生産性向上」の4つ、後者の観点から「多様な人材の活躍」「データガバナンスの強化」「人権の尊重」「気候変動への対応」の4つを選定しています。中でも、「はたらく機会の創出」を最重要マテリアリティと位置づけ、価値創造ゴールを設定しています。

⑦ 生み出す価値

事業活動を通じて創造する価値として、「経済的価値」「社会的価値」をそれぞれ定義しています。経済的価値としては、中期経営計画で定めた数値目標の達成を目指します。一方、社会的価値としては、「2030年に100万人のより良い“はたらく機会”を創出」することを価値創造ゴールとして

めています。これらの価値創造を通じて、パーソルグループのありたい姿、そしてグループビジョンの実現を追求していきます。

(2) 役員報酬の基本方針

当社及びSBU事業戦略の中核を担う当社子会社（以下「SBU中核会社」という。）の経営陣幹部・取締役の報酬（以下「役員報酬」という。）は、パーソルグループの価値創造ストーリーを実現するために、パーソルグループの短期的な会社業績だけでなく、中長期的な会社業績の向上に対する貢献を明確に反映する設計としています。したがって、パーソルグループの役員報酬は、中長期的な持続的成長を実現するためのインセンティブとして位置付けており、その基本方針を以下3つの視点で具体化しています。

- ① パーソルグループの短期的・中長期的な会社業績及び企業価値と連動する
 - 短期的な業績だけでなく、中長期的な業績及び企業価値と連動した制度であること
- ② 株主価値と連動する
 - 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
 - 報酬決定プロセスにおいて、客観性・透明性を確保すること
- ③ 競争力のある報酬水準に設定する
 - 国内の同規模・同業種の企業群の報酬水準と比して競争力ある水準とし、優秀な人材の確保に資する水準であること
 - 当社業績及び企業価値の向上に対して、当社役員がより強いインセンティブを感じられる水準であること

(3) 報酬水準

役員報酬の水準は、上記役員報酬の基本方針に基づき適正妥当なものとなるよう決定しております。具体的には、外部専門機関のデータベース（HRガバナンス・リーダーズ株式会社の「指名・報酬ガバナンスサーベイ」）等を活用してベンチマーク企業群（20～30社を目安）を設定し、当該ベンチマーク企業群の水準を調査・分析のうえ、当社の経営環境を勘案し、決定いたします。2026年3月期の中期経営期間に向けた役員報酬を決定するに当たり参照したベンチマーク企業群は、同業他社（人材サービス業）や時価総額を基にした同規模の主要企業から21社を選定しました。

(4) 報酬構成

当社の業務執行取締役及び執行役員（以下「業務執行取締役等」という。）の報酬は、各業務執行取締役等の役割に応じた「基本報酬」、短期インセンティブ報酬としての「賞与」及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」で構成され、業務執行取締役は概ね基本報酬：賞与：株式報酬＝50：20：30、執行役員は55：20：25（インセンティブ報酬が標準額支給である場合）となるよう設定しています。なお、SBU中核会社の取締役についても、当社に準じた報酬構成とします。

他方、取締役会長、監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役（以下「非業務執行取締役」という。）の報酬は、「基本報酬」及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」で構成されます。なお、非業務執行取締役に対する株式報酬は、中長期的な企業価値向上に対する貢献意識を高めつつ、株主の皆様との利益意識を共有することを目的としており、当該目的の達成と、非業務執行取締役による過度なリスクテイクを防止し、株主の視点から業務執行者を適切に監督する観点から、業績には連動させず、交付数固定の株式報酬として支給するものとします。

① 報酬項目の概要

-基本報酬

業務執行取締役等については、役割・責任・経営人材力に応じて定められた基本報酬を支給します。非業務執行取締役については、職責に応じて定められた基本報酬を支給します。これにより、より客観性・透明性の高い報酬決定が可能となります。なお、基本報酬は、月額固定報酬として毎月支給します。

-賞与

中期経営計画の達成に向けたマイルストーンとして単年度の目標を設定し、短期インセンティブ報酬として毎年7月に支給します。

達成度を測る指標として、財務指標は連結売上高及び調整後EBITDAを用います。

また、非財務指標及びテーマ評価として、女性管理職比率等の当社が取り組む8つの重点課題（マテリアリティ）に関連する個別の指標や長期・短期の取組みやグループ貢献の取組みを個別に設定するものとします。なお、業績については絶対評価に加え、国内外の競合他社との成長性の相对比较を行うことで、外部環境要因を除いた評価を報酬に反映させることとしています。

本報酬は、概ね0～200%の範囲内で変動します。

	評価方法	評価ウェイト
財務指標	全社、SBU毎の①売上高、②調整後EBITDAの目標達成度及び競合他社との成長率比較で決定	60%
非財務指標・ テーマ評価	全社、SBU毎の女性管理職比率等のマテリアリティ関連の個別の非財務指標を設定するとともに、長期・短期の取組みやグループ貢献の取組みを個別にテーマ設定（業務執行取締役の評価は指名・報酬委員会で行うものとする。）	40%

（※1）全社及びSBU毎の評価ウェイトは、業務執行取締役及び執行役員の掌管領域に応じて決定します。

（※2）上記の他、特に貢献度が高かった場合、会社や組織にマイナスの影響を与えた場合には、加点・減点評価を行います。

- 株式報酬

パーソルグループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的とすると同時に、株主との利益意識の共有を一層促すことを目的に、原則として退任時に支給します（海外居住者の場合は、原則として海外居住中は株価に連動した金銭報酬（仮想株式報酬）を、中期経営計画の対象期間の終了ごとに支給するものとし、途中で居住国を変更した場合には、その時点で支給するものとします。）。また、退任時に交付される予定の潜在保有株式数を含め、当社は業務執行取締役等に対し、原則として基本報酬（年額）の1倍以上の当社株式を保有することを推奨します。

業務執行取締役等の株式報酬は、そのうち70%を当社の中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）、残りの30%を株主価値との連動を目的とした、固定型中長期インセンティブ報酬（Restricted Stock）としています。

他方、非業務執行取締役の株式報酬は、上述のとおり、固定型中長期インセンティブ報酬（Restricted Stock）のみとしています。

<業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）>

2026年3月期に向けた中期経営計画の財務指標を基にTSR、調整後EBITDA、ROICや非財務指標の目標達成度等の評価に応じて決まる仕組みとしています。特に、非財務指標については、価値創造ゴールや従業員エンゲージメントを指標として取り入れることで、価値創造ストーリーに基づく取り組みを一層向上させる設計としています。

本報酬は、0～200%の範囲内で変動します。

	指標	目標値	評価ウェイト
財務指標	TSR	—（※）	20%
	調整後EBITDA	1,000億円	20%
	ROIC	17%以上	20%
非財務指標	価値創造ゴール	指標ごとに設定	20%
	従業員エンゲージメント指標		20%

（※）比較対象企業とTOPIXを利用した相対評価のため、TSR自体の目標値は設定しません。

<固定型中長期インセンティブ報酬 (Restricted Stock) >

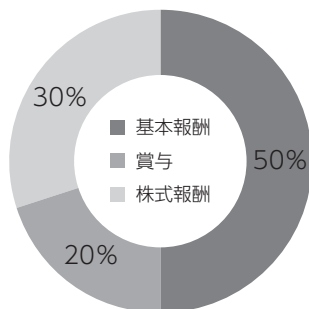
株主価値との連動を一層促すため、交付数固定の株式報酬として支給します。

(※) 株式報酬は、信託型自社株報酬制度を通じて支給します。本制度は、対象者に対して、毎年、ユニット（ポイント）を付与し、退任時にユニット数（ポイント数）に相当する株式を交付するものです。自社株式の管理は、三菱UFJ信託銀行に委託しています。

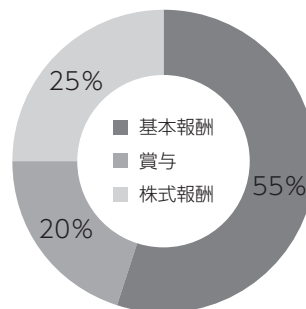
② 報酬構成の標準モデル

―業務執行取締役等（標準額支給の場合）

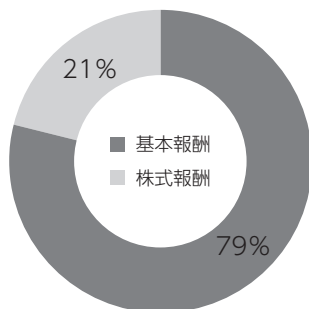
◆業務執行取締役



◆執行役員



―非業務執行取締役



(※) 取締役会長を除く非業務執行取締役に対する株式報酬は、1人当たり300万円相当を固定的に付与するものであり、各非業務執行取締役の役割に応じて基本報酬額が異なりうるため、実際の報酬構成は上記と異なることがあります。

(5) 報酬ガバナンス

① 報酬決定のプロセス

当社の役員報酬等の額及びその算定方法並びに個人別の報酬等の内容の決定方針については、取締役会の諮問機関である独立した指名・報酬委員会での十分な審議を経た上で、取締役会で決定します。なお、監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員の協議により決定します。役員報酬等は、株主総会において決議された報酬等の上限額以内で支給するものとします。

	株主総会の 決議年月日	内容	当該株主総会 の決議日にお ける員数
監査等委員でない 取締役の報酬等の額	2023年6月20日 開催の第15回定 時株主総会	(金銭報酬) 年額500百万円以内。うち社外取締役分は年額70百万円以内	6名 (うち社外取締 役4名)
		(株式報酬) 対象者：監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）及び 執行役員 当社が拠出する金員：1,779百万円以内（3事業年度※） 交付する株式：8,238,000株以内（3事業年度） ※取締役会長の年間株式報酬額は、20百万円相当以内 交付条件：業務執行取締役等は業績連動型70%、固定型30%。 取締役会長は固定型。原則として退任時に交付	12名 (うち執行役員 10名)
		(株式報酬) 対象者：監査等委員でない社外取締役 当社が拠出する金員：57百万円以内（3事業年度※） ※1人当たりの株式報酬額は、一律年間3百万円相当 交付する株式：360,000株以内（3事業年度） 交付条件：固定型。原則として退任時に交付（海外居住者の場 合は3年（中計期間）ごとに原則として金銭を支給）	4名
監査等委員である 取締役の報酬等の額	2016年6月17日 開催の第8回定時 株主総会	(金銭報酬) 年額100百万円以内	4名
	2023年6月20日 開催の第15回定 時株主総会	(株式報酬) 当社が拠出する金員：48百万円以内（3事業年度※） ※1人当たりの株式報酬額は、一律年間3百万円相当 交付する株式：360,000株以内（3事業年度） 交付条件：固定型。原則として退任時に交付（海外居住者の場 合は3年（中計期間）ごとに金銭を支給）	3名

(※) 上記表の株式報酬に記載されている各交付株式数の上限は、2023年10月1日を効力発生日とする株式分割の影響を考慮したものです。

② 指名・報酬委員会の役割

当社の取締役及び執行役員の報酬内容の妥当性や客観性・透明性を高めるために、取締役会の諮問機関として、3名以上の委員で構成され、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しています。

指名・報酬委員会では、役員報酬については、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき審議し、取締役会に対し答申・提案を行います。

また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタント（HRガバナンス・リーダーズ株式会社）を起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。

<指名・報酬委員会における主な検討事項>

指名・報酬委員会は、1年間で4回以上実施することとしており、主として以下の内容について審議し、取締役会に対し答申・提案を行います。

- ① 取締役及びHeadquarters Management Committee（以下「HMC」という。）構成員の候補者の決定に関する事項
 - 取締役の選任及び解任に関する方針の原案の決定
 - 株主総会に付議する取締役の選解任議案の原案の決定
 - 代表取締役社長CEO（代表権とCEO職）の選定・解職の原案の決定
 - HMC構成員の原案の審議
 - 代表取締役社長CEOの後継者計画の審議
- ② 取締役及びHMC構成員の報酬の決定に関する事項
 - 取締役及びHMC構成員の報酬基準の作成
 - 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の評価の実施
- ③ その他取締役会が必要と認めた事項

（※）Headquarters Management Committeeとは、代表取締役社長CEOの補佐機関として、当社グループの経営の基本方針及び重要な業務執行の決定を協議する会議体です。

(6) 報酬等の没収（クローバック・マルス）

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または役員の在任期間中に会社と当該役員の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合、指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、賞与及び株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、または支給済みの賞与及び株式報酬の全部若しくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に答申します。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申結果を踏まえて、賞与及び株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、または支給済みの賞与及び株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該役員に請求するか否かにつき決議するものとします。

(7) 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、各種法令等に基づき作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレートガバナンス報告書、統合報告書及びホームページ等を通じ、当社株主に対し迅速に開示します。

また、株主や投資家と目的をもった建設的な対話を行い、当社の価値創造ストーリーに関する理解を深めていただくとともに、建設的な対話を通して受けた株主や投資家の意見を取締役会等で共有し、当社の経営に反映することで、当社の企業価値向上に努めます。

社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、原則として連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることなく、開示することとします。

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	賞与 (短期インセン ティブ報酬)	株式報酬		
				業 績 連 動 型 中長期インセ ンティブ報酬	固 定 型 中長期インセ ンティブ報酬	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	306 (54)	187 (44)	39 (-)	44 (-)	35 (9)	7 (4)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	67 (27)	59 (22)	- (-)	- (-)	7 (5)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	374 (82)	246 (67)	39 (-)	44 (-)	43 (14)	10 (6)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役1名を含めております。
2. 当事業年度に係る当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に支給する賞与の評価は、2023年3月期の目標と実績に基づいており、その具体的な結果は次のとおりです。財務指標については、連結売上高の目標は1兆1,650億円、実績は1兆2,239億円、連結営業利益の目標は520億円、実績は530億円となりました。非財務指標については、従業員エンゲージメント及び女性管理職比率に関する目標を個別に設定し、目標に対して従業員エンゲージメントは達成、女性管理職比率は大きく達成いたしました。また、業績と企業価値向上のために個別に課題を設定して取り組みました。以上の結果、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に支給する賞与の支給係数は、標準支給率を100%とした場合、約112%となりました。なお、当事業年度中に退任した、監査等委員でない取締役1名については、2023年4月から6月に対応する金額を記載しております（当事業年度の目標と実績に対して支給する2023年7月から2024年3月に対応する金額は含まれておりません。）。
3. 株式報酬のうち、2023年4月から6月に対応する、業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）の評価は、中期経営計画2023の目標と実績に基づいており、その具体的な結果は次のとおりです。財務指標については、連結売上高の目標は1兆円、実績は1兆2,239億円、連結営業利益の目標は450億円、実績は530億円、ROICは目標10%以上、実績15.3%、TSRは比較対象企業とTOPIXを利用した相対評価のため目標はありませんが、相対評価を行った結果、最も高い評価となりました。非財務指標については、従業員エンゲージメント指標、女性管理職比率、テクノロジー投資比率、ESG格付に関する目標を個別に設定し、従業員エンゲージメント指標は目標を達成、女性管理職比率は目標を大きく達成、ESG格付けは目標を達成、テクノロジー投資比率は目標未達成となりました。以上の結果、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に支給する業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）は標準支給率100%とした場合、165%となりました。2023年7月から2024年3月に対応する業績連動型中長期インセンティブ報酬（Performance Share）については、パーソルグループ中期経営計画2026の目標値を指標としているため、当事業年度は実績がありません。
4. 株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額であります。
5. 監査等委員でない取締役のうち、当事業年度中に退任した、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬は、2023年4月から6月に対応する金額を記載しております。
6. 監査等委員でない取締役のうち、海外居住者1名の株式報酬は、株式報酬額に相当する金銭報酬（仮想株式報酬）に対応する金額を記載しております。
7. 当社では、取締役の個人別の報酬等の内容は、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会による審議を経て、取締役会の決議により決定しております。当社は、2023年4月開催の取締役会において、第15回定時株主総会の各報酬議案が承認される

ことを条件として、株式報酬比率の引き上げやインセンティブ報酬の指標の変更を含む、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しておりますが、同総会において各議案が承認されたことから、同総会の終結時において方針を変更しております。その内容は、上記のとおりです。なお、変更前の方針の詳細につきましては、第15回定時株主総会の事業報告をご参照ください。指名・報酬委員会は、変更前後の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と個人別の報酬等の内容の整合性を確認しつつ、各評価項目の評価結果の妥当性等を勘案したうえで算定式に当てはめ、当該算定式に従って算出される数値を確認するなど、取締役の個人別の報酬等の内容の決定過程の合理性その他の取締役の報酬等内容の決定に関する事項について詳細に審議を行った上で、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会に答申しました。取締役会は、指名・報酬委員会の審議の過程と答申の内容を確認した上で、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は変更前と変更後の方針（役員報酬ポリシー）にそれぞれ沿うものであると判断しました。

(ご参考) 監査等委員でない社内取締役の連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役職	報酬等の種類別の総額（百万円）			
			基本報酬	賞与 (短期インセン ティブ報酬)	株式報酬	
					業績連動型 中長期インセ ンティブ報酬	固 定 型 中長期インセ ンティブ報酬
水田 正道	68	取締役 会長	55	-	-	13
和田 孝雄	149	代表取締役 社長CEO	72	32	33	10

- (注) 1. 株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額であります。
2. 上記は、2024年3月31日時点で在任する監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）を対象として記載しております。

3. 社外役員に関する事項
(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	たま こし りょう すけ 玉 越 良 介	当社と同氏が兼職している(株)三菱UFJ銀行とは、資金の借入れ等の経常的な取引を行っておりますが、特別の関係はありません。 また、同行は、当社の発行済株式総数の1.05%を所有する株主であります。
	やま うち まさ 喜 山 内 雅 喜	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	よし ざわ かず ひろ 吉 澤 和 弘	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	デ ボ ラ ・ ヘーゼルトン Debra A. Hazelton	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	えの もと ち ぎ 榎 本 知 佐	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。
	とも だ かず ひこ 友 田 和 彦	当社と同氏の兼職先とは、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等 委員会 出席状況	指名・報酬 委員会 出席状況	コーポレート ガバナンス 委員会 出席状況	発言状況及び果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役	たま こし りょう すけ 玉 越 良 介	15／15回 (100%)	—	8／8回 (100%)	2／2回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に国内外における企業経営者としての豊富な知識や経験に基づく総合的見地から適宜発言をしました。また、2023年6月まで指名・報酬委員会委員長として同委員会活動を牽引し、以降も指名・報酬委員会委員を務めました。さらに、2023年6月までコーポレートガバナンス委員会委員を、2023年12月まで筆頭独立社外取締役を務めました。
	やま うち まさ き 山 内 雅 喜	15／15回 (100%)	—	8／8回 (100%)	7／7回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グループ全体を見据えた国内外における成長戦略や経営課題への言及等、総合的見地から適宜発言をしました。また、コーポレートガバナンス委員会委員長として同委員会活動を牽引するとともに、指名・報酬委員会委員及び2024年1月より筆頭独立社外取締役を務めました。
	よし ざわ かず ひろ 吉 澤 和 弘	15／15回 (100%)	—	8／8回 (100%)	3／5回 (60%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グループ全体を見据えた経営資源の配分やステークホルダーとの対話方針等、総合的見地から適宜発言をしました。また、2023年6月より指名・報酬委員会委員長として同委員会活動を牽引するとともに、コーポレートガバナンス委員会委員を務めました。
	デ ボ ラ ・ ヘーゼルトン Debra A. Hazelton	10／10回 (100%)	—	—	5／5回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に海外における企業経営者としての豊富な知識や経験に基づき、グループ全体の資本政策や人材・組織開発等、総合的見地から適宜発言をしました。また、コーポレートガバナンス委員会委員を務めました。
社外取締役 (監査等委員)	えの もと ち さ 榎 本 知 佐	15／15回 (100%)	16／16回 (100%)	—	—	取締役会その他重要会議に出席し、主に当社のブランド価値とレピュテーション向上を中心に、広報戦略の豊富な知識や経験に基づく総合的見地から取締役会及び監査等委員会でも適宜発言をしました。また、監査等委員会委員を務めました。
	とも だ かず ひこ 友 田 和 彦	15／15回 (100%)	16／16回 (100%)	—	7／7回 (100%)	取締役会その他重要会議に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言をしました。また、監査等委員会委員長として同委員会活動を牽引するとともに、コーポレートガバナンス委員会委員を務めました。

- (注) 1. 上記の取締役会のうち、定時取締役会が13回、臨時取締役会が2回開催されました。
2. 上記の監査等委員会のうち、定時監査等委員会が15回、臨時監査等委員会が1回開催されました。
3. 第15回定時株主総会（2023年6月20日開催）において、取締役 Debra A. Hazelton氏は、監査等委員でない取締役及びコーポレートガバナンス委員会委員に就任したため、就任以降の出席状況となります。
4. 取締役 玉越良介氏は、2023年度のうち4月1日から6月19日の間において、コーポレートガバナンス委員会委員でありました。
5. 取締役 吉澤和弘氏は、2023年6月20日付で、コーポレートガバナンス委員会委員に就任いたしました。

(ご参考) パーソルグループのコーポレートガバナンス

基本的な考え方

パーソルグループは、経営理念である「雇用の創造 人々の成長 社会貢献」を実現するために、経営の基本方針及びそれに基づくグループ全体の経営戦略を立案し、グループ各社が一丸となってその戦略を推進することで、企業の持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を実現し、事業を通じて社会的課題を解決していきます。

また、パーソルグループは、コーポレートガバナンスが上記を実現していくためのすべての基盤であり土台であると認識し、コーポレートガバナンスの充実に向けて継続的に取り組んでいます。

■ コーポレートガバナンス強化の変遷

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
監督機能の強化	監督機能	●監査等委員会設置会社へ移行					●取締役会議長とCEOの分離 ●筆頭独立社外取締役の設置		
	諮問委員会	●指名・報酬委員会の設置					●コーポレートガバナンス・ガイドラインの策定 ●コーポレートガバナンス委員会の設置		
	役員指名	●女性取締役の選任					●独立社外取締役の過半数選任 ●社外取締役の独立性基準の策定		
	取締役(うち社外)	6名(1名)	10名(4名)	10名(4名)	11名(5名)	11名(5名)	9名(5名)	9名(5名)	9名(6名)
	実効性評価	●取締役会の実効性評価の開始					●株主・投資家の皆さまとの建設的な対話方針の策定		
報酬制度	株主との対話								
		●役員の株式報酬制度の導入					●役員報酬制度の改定		
執行体制	執行と監督の分離	●執行役員制度の導入					●役員報酬制度の改定		
	意思決定の迅速化						●業務上の意思決定を原則CEOへ委任 ●HMC ^{*1} と社内委員会の設置 ●SBU ^{*2} 体制への移行		
							●サステナビリティ委員会の設置		
女性取締役比率		17%	0%	0%	9%	9%	11%	11%	22%

※1 HMC:Headquarters Management Committee ※2 SBU:Strategic Business Unit

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、パーソルグループのコーポレートガバナンスの考え方や目指すあり方を示し、その実現に向けた取締役及びグループ経営陣幹部（パーソルグループの経営を担う、代表取締役社長CEO、業務執行取締役、チーフオフィサー及び執行役員の総称）等の行動の指針とするものです。本ガイドラインに沿った取り組みを継続していくとともに、時代や環境の変化に応じて本ガイドラインも適宜見直していくことで、常により良いコーポレートガバナンスを実現することを目指してまいります。

■ コーポレートガバナンスの基本方針

1. 株主の権利・平等性の確保	株主の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう、適切に対応し、すべての株主の平等な取り扱いに配慮する。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	すべての活動の指針として「グループビジョン」を制定するとともに、全役職員の判断および行動の基準として「行動規範」を制定し、各ステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努め、経営活動を遂行する。
3. 適切な情報開示と透明性の確保	パーソルグループの財務状態、経営成績等の財務情報や、経営戦略、リスク管理等の情報について、適切な情報開示を行い、透明性を確保する。また、投資判断に影響を及ぼすべき未公表の重要情報を厳格に管理する。
4. 取締役会の責務	経営監督機能を担い、経営の基本方針の決定、グループ経営陣幹部の監督および適切な内部統制システムの構築・運用を確保する。
5. 株主との対話	株主との対話を通じて、パーソルグループの経営戦略等に対する理解を得るとともに、株主の立場に関する理解を踏まえた適切な対応に努める。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針を策定し、開示する。

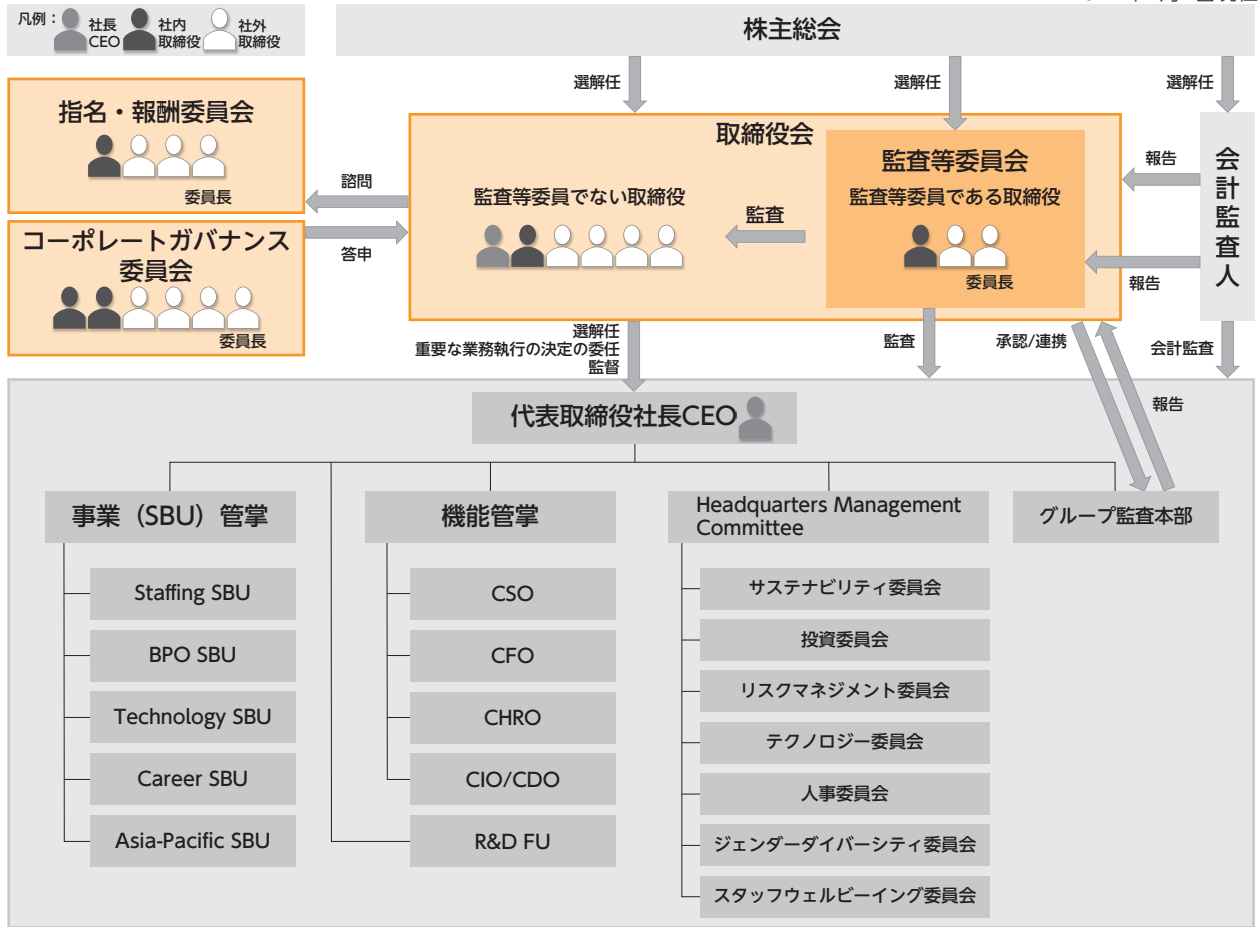
コーポレートガバナンス・ガイドラインの詳細はWEBサイトでご確認いただけます。

https://www.persol-group.co.jp/corporate/governance/corporate_governance/index.html

コーポレートガバナンス体制の概要

パーソルグループは、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用しております。また、取締役会の機能を補完するため、任意の指名・報酬委員会及びコーポレートガバナンス委員会を設置し、取締役及びグループ経営陣幹部の報酬及び候補者の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の経営監督機能の強化を図っております。

2024年4月1日現在



※ CSO = Chief Strategy Officer、CFO = Chief Financial Officer、CHRO = Chief Human Resources Officer、CIO = Chief Information Officer
CDO = Chief Digital Officer、FU = Function Unit

取締役会

取締役会は、経営監督機能を担い、経営の基本方針の決定、グループ経営陣幹部の監督及び適切な内部統制システムの構築・運用の確保を主な役割・責任としております。一方、業務執行部門による迅速で機動的かつ果断な意思決定を可能とするため、法令で定められた専決事項及び取締役会規程で定める重要な業務執行の決定以外の業務執行は、原則として代表取締役社長CEOに委任しております。

監査等委員会

監査等委員会は、持続的な企業価値の向上に向けて企業の健全性を確保し、パーソルグループと株主共同の利益のために行動し、以下に掲げる職務を行うものと定めております。

- ・取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成
- ・会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の選解任若しくは辞任又は報酬等についての監査等委員会の意見の決定

また、監査等委員会は、必要に応じて、内部監査部門に対して具体的な指示を行うことができ、監査等委員会と内部監査部門は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っております。内部監査部門の重要な人事は、監査等委員会の同意を経て決定するものとし、監査等委員会による監査の実効性を確保しております。

指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役・グループ経営陣幹部の候補者の決定及び報酬の決定に対する透明性・客観性を高め、取締役会の経営監督機能の強化を図ることを目的とし、取締役会からの諮問を受け、以下に掲げる職務を行い取締役会に答申・提案しております。

候補者の決定に関する事項：

- ・株主総会に付議する取締役の選解任議案の原案の決定
- ・代表取締役社長CEO（代表権とCEO職）の選定・解職の原案の決定
- ・グループ経営陣幹部の原案の審議
- ・代表取締役社長CEOの後継者計画の策定

報酬の決定に関する事項：

- ・取締役・グループ経営陣幹部の報酬基準の作成
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の原案の決定

コーポレートガバナンス委員会

コーポレートガバナンス委員会は、当社のコーポレートガバナンスに関する事項を審議することで、取締役会の経営監督機能の強化を図ることを目的とし、取締役会からの諮問を受け、以下に掲げる職務を行い取締役会に答申・提案しております。

- ・コーポレートガバナンスに関する基本方針
- ・取締役会、及び取締役会傘下の委員会の構成
- ・取締役会の実効性向上に向けた施策
- ・取締役会、及び取締役会傘下の委員会の実効性評価に関する基本方針

Headquarters Management Committee (HMC)

当社は、経営の監督と執行を分離し、執行責任の所在を明確にするため、執行役員制度を導入し、業務執行に関わる体制として、代表取締役社長CEOの補佐機関として、パーソルグループの経営の基本方針及び重要な業務執行の決定を協議する会議体であるHMCを設置しております。取締役会から代表取締役社長CEOに委任された重要な業務執行の決定は、このHMCの賛成決議を条件として、代表取締役社長CEOが決定いたします。HMC構成員は、パーソルグループの経営者の一員として取締役会から委任された重要な業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割を担う者が選任されるべきとの考え方にに基づき、代表取締役社長CEOが原則、執行役員の中から人事案を作成し、指名・報酬委員会にて審議した上で、取締役会で承認しています。

さらに、HMCの下部組織として、7委員会（サステナビリティ委員会・投資委員会・リスクマネジメント委員会・テクノロジー委員会・人事委員会・ジェンダーダイバーシティ委員会・スタッフウェルビーイング委員会）を設置し、グループ内部統制システムの実効性向上を図っております。

サステナビリティ委員会は、パーソルグループのサステナビリティ推進及び関連する重要戦略に関する諸事項の審議を行います。投資委員会は、パーソルグループの投資全般に関する重要事項の審議を行うとともに、投資推進に関連した一連の知識、知見をグループの組織知に高めていくことを目的としております。リスクマネジメント委員会は、パーソルグループのリスク管理全般に関する審議を行います。テクノロジー委員会は、パーソルグループのテクノロジー戦略及び関連する経営リソースの重要事項について審議を行います。人事委員会は、パーソルグループの人事戦略及び重要タレントの後継者計画等に関する審議を行います。ジェンダーダイバーシティ委員会は、パーソルグループの女性活躍推進戦略及び関連する重要戦略について審議を行います。スタッフウェルビーイング委員会は、パーソルグループの派遣スタッフの人的資本経営に関する事項の審議を行います。

各7委員会はHMCへの説明責任を持ち、その機能を補完・強化するものと位置付けております。

2023年度の取締役会の実効性評価の実施

当社は、取締役会の監督機能のさらなる向上を目的として、毎年、取締役会全体の実効性の評価を行い、その方法及びプロセス並びに結果の概要を開示しております。

2023年度の実効性評価は、2022年度に行った第三者評価機関を活用した外部評価で得た知見を基に、取締役全員を対象とした自己評価アンケート、取締役会議長による各取締役への個別インタビュー及び監督を受ける執行陣へのアンケートを実施しました。それらの結果に基づき、対処すべき課題の抽出と解決の方向性について、取締役会において2度の議論を行い、最終的な評価を行いました。

その結果、当社の取締役会は、取締役会の構成、運営、風土・コミュニケーション、議論と監督機能、サポート体制、委員会の運営及び投資家・株主との関係の点から、その実効性が確保されていることを確認いたしました。また、今後の課題として、企業価値の向上に資する成長戦略の明確化と株主および投資家との建設的な対話、経営戦略の適切な監督及び取締役会運営の継続的な改善が必要であると認識しております。

当社の取締役会は、パーソルグループの持続的な成長と企業価値の向上を実現していくために、これらの評価結果を踏まえて、引き続き取締役会の実効性の向上とガバナンス改革に向けたPDCAサイクルを推進してまいります。

（ご参考）サステナビリティの取り組み

当社は、事業を通じて持続可能な社会を実現するために、多様なステークホルダーとの連携の下、社会課題の解決に積極的に取り組んでいます。グループビジョン「はたらいて、笑おう。」の実現に向けて、時代の変化に対応した新たな価値を提供しつつ、企業価値の向上に努めていきます。

■サステナビリティ方針

パーソルグループでは、経営理念である「雇用の創造 人々の成長 社会貢献」に基づき、持続可能な社会を目指して、多様なステークホルダーと連携し、社会・環境課題解決に積極的に取り組んでいます。適切なガバナンスの下、グループビジョン「はたらいて、笑おう。」を実現する事業活動を推進し、すべてのはたらきが笑顔につながる社会を創造していきます。

■サステナビリティ推進体制

当社グループでは経営によるサステナビリティ推進を目的に「サステナビリティ委員会」をHeadquarters Management Committee（HMC）傘下の委員会として設置しています。サステナビリティに係る重要事項に係る議論の実施、審議・監督およびモニタリングを行うことで、取り組みの実効性を高め、グループ一体となったサステナビリティ活動を推進しています。

経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク・機会に対処するため、マテリアリティ（重要課題）を特定し、経営計画にそれらを組み込み、実行していかなければならないと考えています。8つのマテリアリティについて、2030年に向けた目標及びKPIを設定し、目指す姿を明確にしつつ、これらの達成に向けてグループ一丸となって取り組んでいます。

サステナビリティについての取組み等については、当社ホームページに掲載をしております。
<https://www.persol-group.co.jp/sustainability/>

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しております。内部留保の充実により、成長分野への迅速かつ積極的な事業展開が可能な企業体質の強化を図りつつ、配当性向を重視した配当の実施を基本方針としております。具体的には今中期経営計画期間（2023年4月1日～2026年3月31日）においては配当性向を調整後EPSの約50%とする方針としており、引き続き株主還元を強化してまいります。

連結計算書類

連結財政状態計算書

		(単位：百万円)	
科目	第16期 2024年3月31日現在	科目	第16期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	312,690	流動負債	257,416
現金及び現金同等物	108,369	営業債務及びその他の債務	95,270
営業債権及びその他の債権	169,008	社債及び借入金	14,144
契約資産	24,426	リース負債	15,010
その他の金融資産	113	その他の金融負債	1,141
その他の流動資産	10,771	未払法人所得税	8,834
非流動資産	206,040	引当金	1,019
営業債権及びその他の債権	320	契約負債	6,931
契約資産	5,020	その他の流動負債	115,063
有形固定資産	9,575	非流動負債	52,996
使用権資産	35,973	社債及び借入金	20,000
のれん	59,019	リース負債	19,835
無形資産	39,655	その他の金融負債	976
持分法で会計処理されている投資	2,287	引当金	5,084
その他の金融資産	29,193	繰延税金負債	4,343
繰延税金資産	24,561	その他の非流動負債	2,756
その他の非流動資産	433	負債合計	310,412
資産合計	518,730	資本	

親会社の所有者に帰属する持分合計	192,349
資本金	17,479
資本剰余金	4,751
利益剰余金	165,979
自己株式	△9,584
その他の資本の構成要素	13,724
非支配持分	15,968
資本合計	208,317
負債及び資本合計	518,730

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第16期 2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで
売上収益	1,327,123
売上原価	△1,025,962
売上総利益	301,161
販売費及び一般管理費	△247,395
その他の収益	1,578
その他の費用	△3,278
営業利益	52,065
金融収益	918
金融費用	△1,296
持分法による投資損益	△618
持分法による投資の減損損失	△2,142
税引前利益	48,926
法人所得税費用	△16,952
当期利益	31,974
当期利益の帰属	
親会社の所有者	29,971
非支配持分	2,002
当期利益	31,974

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科目	第16期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	112,710
現金及び預金	83,241
売掛金	924
前払費用	2,275
未収入金	4,345
CMS預け金	17,709
その他	4,214
固定資産	214,153
有形固定資産	2,873
建物	1,531
構築物	0
工具、器具及び備品	1,185
建設仮勘定	156
無形固定資産	3,260
ソフトウェア	2,392
ソフトウェア仮勘定	867
投資その他の資産	208,019
投資有価証券	553
関係会社株式	195,489
長期貸付金	4,888
長期前払費用	273
繰延税金資産	1,450
その他	10,263
貸倒引当金	△4,900
資産合計	326,864

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第16期 2024年3月31日現在
負債の部	
流動負債	175,758
1年内返済予定の長期借入金	10,000
未払金	6,234
未払費用	127
未払法人税等	26
預り金	115
CMS預り金	158,931
賞与引当金	315
その他	7
固定負債	24,380
長期借入金	20,000
株式給付引当金	86
役員株式給付引当金	802
資産除去債務	3,233
その他	258
負債合計	200,138
純資産の部	
株主資本	126,666
資本金	17,479
資本剰余金	47,202
資本準備金	15,979
その他資本剰余金	31,222
利益剰余金	72,368
その他利益剰余金	72,368
繰越利益剰余金	72,368
自己株式	△10,383
評価・換算差額等	58
その他有価証券評価差額金	58
純資産合計	126,725
負債純資産合計	326,864

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第16期
	2023年4月 1 日から 2024年3月31日まで
売上高	64,812
売上総利益	64,812
販売費及び一般管理費	17,533
営業利益	47,278
営業外収益	1,441
受取利息	288
受取配当金	3
助成金収入	83
受取保証料	116
貸倒引当金戻入益	912
その他	37
営業外費用	1,001
支払利息	939
支払手数料	3
為替差損	39
その他	18
経常利益	47,718
特別損失	4,750
関係会社株式評価損	3,011
関係会社債権放棄損	1,738
税引前当期純利益	42,967
法人税、住民税及び事業税	△1,930
法人税等調整額	△278
当期純利益	45,176

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

パーソルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	茂	木	浩	之
業務執行社員					
指定有限責任社員	公認会計士	田	嶋	照	夫
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーソルホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、パーソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

パーソルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	茂	木	浩	之
業務執行社員					
指定有限責任社員	公認会計士	田	蔦	照	夫
業務執行社員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーソルホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画において、監査の方針、重点監査項目、職務の分担を定め、サイバーセキュリティ体制の整備状況、プライバシー保護体制の整備状況及び人的資本経営の進捗状況を重点監査項目として設定し、オンライン形式での情報交換等も活用しながら、会社の内部監査部門その他の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行った他、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

パーソルホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 林 大 介

監査等委員 友 田 和 彦

監査等委員 榎 本 知 佐

(注) 監査等委員友田和彦及び榎本知佐は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

定時株主総会会場ご案内図

会場

京王プラザホテル 南館4階「扇」

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 TEL (03) 3344-0111

※当日ご来場いただけない場合は、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を是非ご利用ください。また、インターネットにより議事の模様を同時中継でご視聴いただけます。

※車いす等にてご来場の株主様には、会場内にスペースを設けております。ご来場の際には、スタッフがご案内いたします。

※お土産はご用意しておりません。

交通

- J R | **A 新宿駅西口より徒歩5分**
都営地下鉄 | **B 大江戸線都庁前駅B1出口よりすぐ**



京王プラザホテル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。